

令和 8 (2026) 年度
総合型選抜 (人間健康科学部 福祉学科) 試験問題

小論文

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 2 解答はすべて解答用紙に記入してください。
- 3 解答には鉛筆かシャープペンシルを使用してください。
- 4 問題は全部で6ページ、解答用紙は全部で2枚あります。
- 5 試験時間は90分です。
- 6 試験終了後、問題冊子も回収します。
- 7 何か伝えたいことがあるときは挙手してください。

第1問

以下の文章を読んで、設問1から設問3に答えなさい。

貧困の概念は社会とともに変わる

「貧困」とは社会的な概念であるとともに、論争的な概念でもある。何をもって貧困と判断するのは、社会のなかでの論争を経て決定されていく。概念も定義もそのようにして決まっていくので、基準としての具体的な数値もまた、社会的な論争を通して決まっていくことになる。では、「社会的に決まっていく」とは、いったいどういうことなのか。

まずは、「社会」という言葉の意味から整理しておく必要がある。「社会」とは、簡潔に言えば、人間と人間が取り結ぶ諸関係の全体のことである。

例えば、AさんとBさんがいて、生きていくうえで何らかの関係を取り結ぶ。このAさんとBさんの関係は一つの「社会」を形成しているといえる。ここでさらに、Cさんが現れるとする。すると、AさんとBさん、AさんとCさん、BさんとCさん、AさんとBさんとCさんといういくつかの関係が生じる。この諸関係の全体を「社会」というのである。「貧困とは何か」という理解は、こうした人びととの関係の全体（＝社会）のなかで形成されていく。そのなかには、様々な葛藤や矛盾する利害も絡んでいるのが通常の状態である。

こうした葛藤や矛盾のある人びととの諸関係のなかで、一つの合意できる何かを形成していくのは非常に困難を伴う。何かが合意できたとしてもそれは暫定的なものに過ぎない。ほぼ必ず、どこかから異議申し立てがあるからである。もちろん、それは別に悪いことではない。「なかなか決まらない」のが民主主義である。

では、現在に至るまでの歴史のなかで、貧困の概念と定義はどのように変遷してきたのだろうか。簡潔に言えば、貧困概念は拡大し、定義はその都度、刷新されていった。

具体的にいうとそれはどういうことなのか。この後、説明していくが、かつては「貧困」という概念（＝貧困の意味）は「食べることができないほどの生活状態」に限定されていた。つまり、貧困と貧困でないものの境界（＝貧困の定義）は、食べることができ、肉体的能率の維持ができていくかどうかというところから判断されていた。数値として表現される貧困の基準についても、肉体的能率の維持を可能とする食材の合計額によって算定されていたのである。

しかし、現在では「食べることができている」からといって、貧困ではないと断定することはできない。それは、人々の諸関係のなかで紡ぎ出される「規範（＝社会規範）」が変化し、それが貧困概念を拡大させたからである。このような意味で、貧困は一種の社会規範であるともいえる。社会規範は、歴史を通して一進一退の攻防を繰り返しながら徐々に成熟してきているが、「貧困」という概念もそれと歩みをともにしている。

ここでいうところの社会規範とは、社会正義から影響を受け、社会運動や民主的な議論を通して醸成されていく人びとの認識のことである。ここではさらに「社会正義」とは何か、という問いが生じてくるが、本書ではそれを正面から扱うことはできない。ただし、世界中で一定程度合意された社会正義が具体化されたものの例として、世界人権宣言をはじめとした各種の宣言、条約、規約などの国

際人權法、それに加えて、日本国憲法等々をここではあげておきたい。

貧困が存在しない社会とは

貧困は、一種の社会規範であると説明したが、それはどのようなものなのか。

簡潔にいうと、貧困とは「生活状態」をめぐる社会規範である。単に「お金や資源がない」というだけでなく、「お金や資源がないことが原因となって、生活が成立しないような状態」を意味している。そして、そのような生活状態に対して、「放置しておくことができない」という社会による価値判断が歴史のなかで形成される。この「放置しておくことができない」という価値判断が伴うからこそ、貧困は一種の「社会」の「規範」であるといえるのである。

また、どのような水準以下の生活状態ならば「放置しておくことができない」と判断するのかについては、前段で述べたように、社会を構成する諸個人間の関係が様々なので、常に論争に晒されている。その社会が相互に寛容で連帯していれば、「放置しておくことができない」と判断される生活はより高水準で人間的なものとなるだろう。

逆に、その社会が相互に不寛容で分断・個別化されていけば、「放置しておくことができない」と判断される生活は、より低水準で非人間的なものとなる。「食べることができているからそれでいいだろう」というような低水準の貧困理解に終始する社会では、貧困を強制された人びとの、人間としての尊厳が無視されてしまう。

では、社会が生活における何らかの欠乏状態について「放置しておくことができない」と判断すると、何が起ころのだろうか。端的に言えば、貧困対策に向けた取り組みがなされるようになる。具体的な制度・政策が形成されるであろうし、地域の取り組みが実践されることもある。

一方で、この「放置しておくことができない」という社会による判断が成立していない段階では、生活困窮者や貧しい人びとがいたとしても、貧困は存在しないことになってしまう。もちろん、事実として、貧しい人びとや生活困窮は存在していたが、社会問題としての貧困は存在していないということになっていたのである。

「貧困=あってはならない生活状態」

「貧困とは何か」という問いに対する回答は、社会的な論争を通して提示されていくが、それには個人の貧困観が常に反映されるわけではない。これにも注意が必要である。例えば、読者の皆さんのなかには、「貧困=食べられないこと」という限定的な理解をしている人もいるかもしれない。そうした貧困理解は、無視されてしかるべきなのだろうか。もちろん、無視されてしかるべきであると私は思わないが、現代の社会規範によってそうした限定的な理解は棄却される可能性が高い。

それはなぜだろうか？ 理由は二つある。

第一に、個人の貧困感の集合体は、いわゆる「世論」と呼ばれるものであり、「社会規範」とは異なるからである。「社会規範」とは歴史的な不正義是正の議論の延長上にある判断であり、それに対し「世論」は瞬間的な感情の表現である。後者はときとして差別に傾くことがある。

第二に、貧困は他の種々の社会規範と歩みをともしているので、例えば、一九四八年の世界人権宣言と整合的でないような極端に限定的な貧困概念のみをもって、現代の貧困をすべて理解し尽くすということとはできないし、誤ってもいると考えられる。

つまり、現代社会において、食べることができないような生活状態のみが貧困であると断定するのは間違っているということである。そのような貧困概念から出発する貧困対策は、最小限度のものにしかならず、肉体的生存の維持は保障するが、尊厳ある人間としての生存（＝社会的生存）までは保障しないものとなってしまう。それは人間としての権利（＝人権）までは保障しないということに他ならない。

ここでは「貧困＝放置しておくことができない生活状態」としたが、貧困理論に関する先行研究では、「貧困＝あってはならない生活状態」というより短い表現をしている。本書もそれにならって、これ以降、「あってはならない生活状態」という表現に統一していくことにする。

出典：志賀信夫（2025）『貧困とは何か―「健康で文化的な最低限度の生活」という難問』、ちくま新書、pp24-30

設問 1

なぜ現代において「食べることができている」だけでは貧困ではないと断定できないのか。その理由を本文の説明に基づき、150字以内で述べなさい。

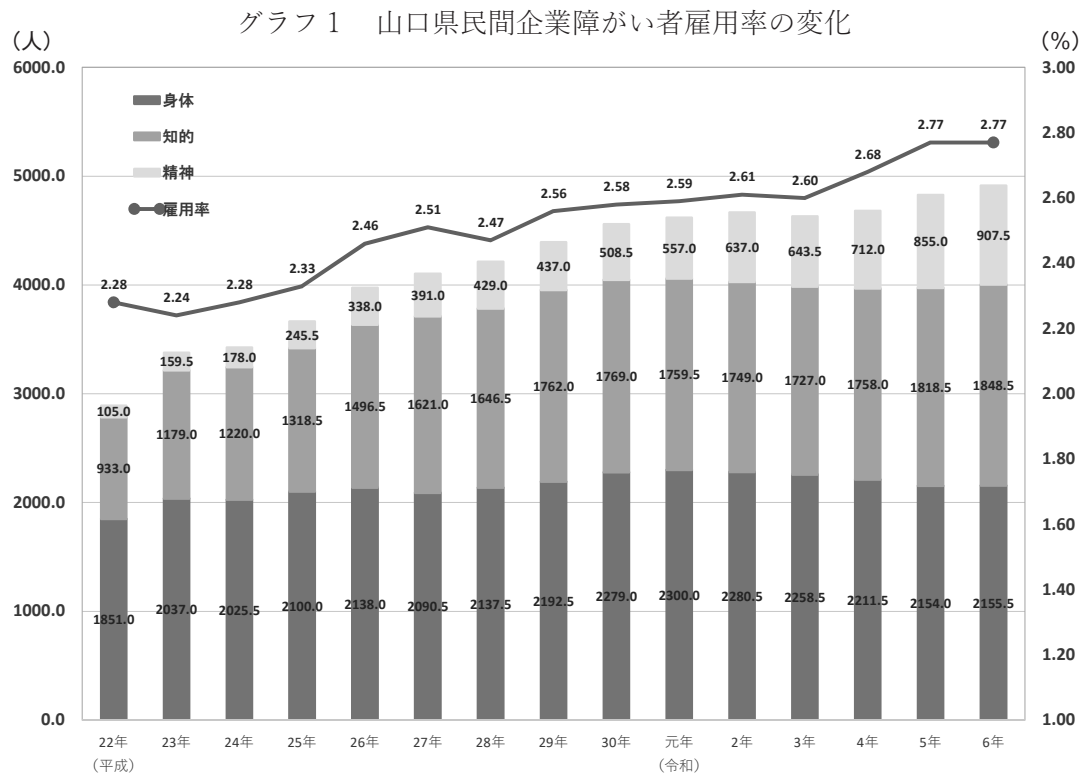
設問 2

貧困概念が「食べることができない状態」から拡大した背景と、「放置しておくことができない」という社会規範がその定義に及ぼした影響について、筆者の考えを踏まえて150字以内で説明しなさい。

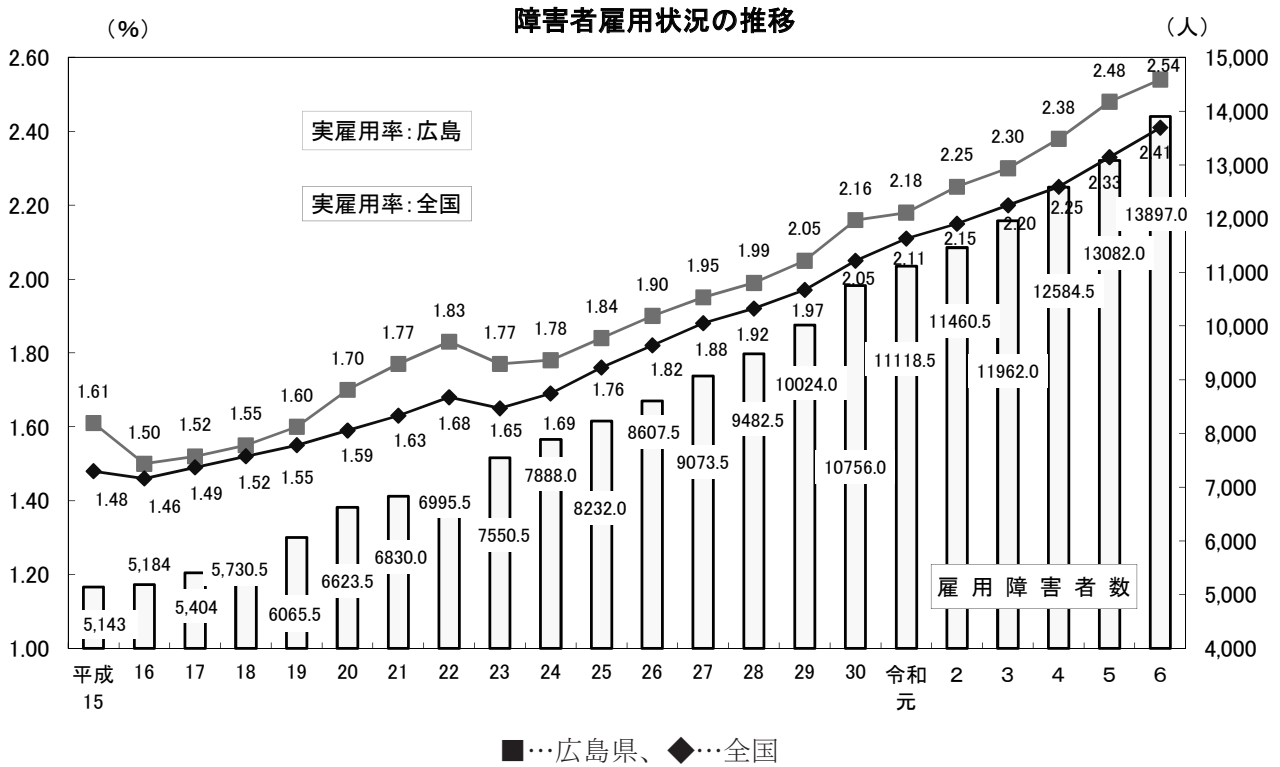
設問 3

「貧困＝あってはならない生活状態」の概念を踏まえ、地域住民、支援機関、関係団体がどのように協働して貧困対策を進めるべきか、あなたの考えを500字以内で論じなさい。

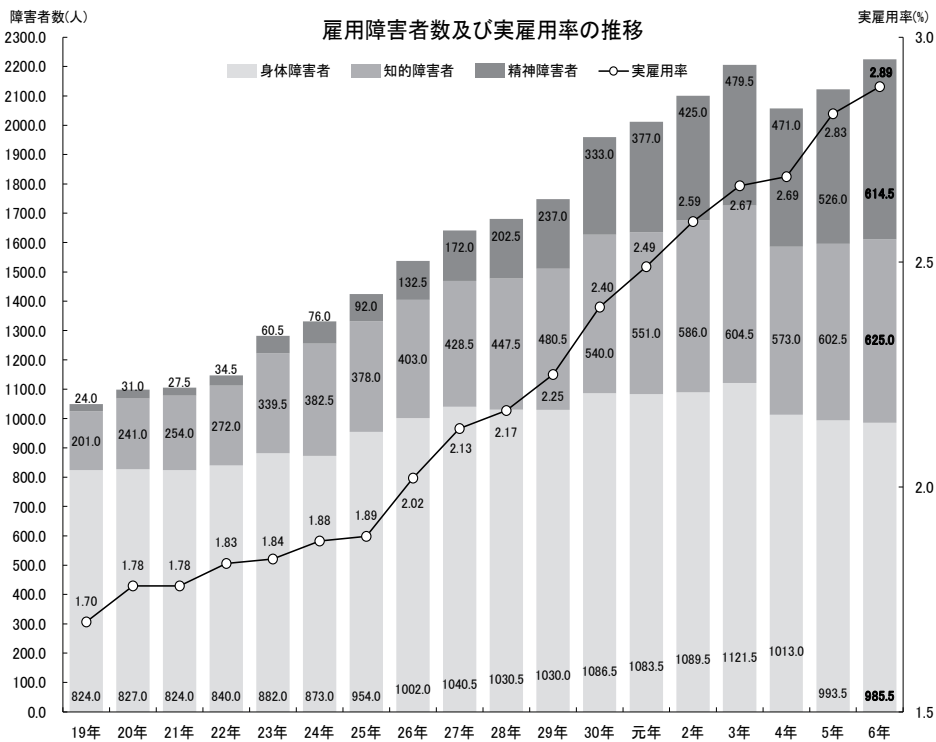
第2問 以下は山口県、広島県、島根県の障がい者雇用に関するグラフである。このグラフに基づき、設問1と設問2に答えなさい。



グラフ2 広島県民間企業障がい者雇用率の変化



グラフ3 島根県民間企業障がい者雇用率の変化



設問 1

グラフ 1 とグラフ 3 に着目して、①年次変化から障がい者雇用率が伸びているかどうかを判断し、②どの障がい種別の変化が著しいかを示し、③その変化が著しい理由を考え、それらを 150 字程度で説明しなさい。

設問 2

グラフ 1 ～ 3 をもとに、今後山口県において障がい者雇用を促進するうえで有効と考えられる取り組み策を 300 字程度で 1 点論じなさい。(資料を参考にし、自らの視点を含むこと)

出典：

山口労働局「令和 6 年度障害者雇用状況集計結果について」

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002069668.pdf> (2025 年 6 月 25 日所在確認)

広島労働局「令和 6 年度障害者雇用状況集計結果について」

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002064414.pdf> (2025 年 6 月 25 日所在確認)

島根労働局「令和 6 年度障害者雇用状況集計結果について」

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/002070798.pdf> (2025 年 6 月 25 日所在確認)

〔注〕

障がい者雇用率とは、「障害者雇用促進法」において、民間企業の場合、2025 年 6 月現在従業員が 40 人以上いる事業所は、障がい者を 2.5%以上 (40 人であれば 1 人以上) 雇わなければならないという内容を含む法律に基づく制度である。